（ＥＴＣシステムの利用制限等）
第７条　ＥＴＣシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくＥＴＣシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。
（通行上の注意事項）
第８条　ＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
一　ＥＴＣ車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。
二　ＥＴＣ車線内は徐行して通行すること。
三　前車が停止することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に車線表示板に「ＥＴＣ／一般」又は「ＥＴＣ／サポート」の表示がある車線では、前車がＥＴＣシステムを利用しない場合は、停止するので注意すること。
四　路側表示器（車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。）に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「ＳＴＯＰ　停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。
五　路側表示器の表示が「ＳＴＯＰ　停車」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉式の横木（以下「開閉棒」といいます。以下同じです。）が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。
六　路側表示器の表示が「↑」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
七　他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。
２　ＥＴＣシステムを利用する者は、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
一　当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置（以下「停止位置」といいます。）で、必ず一旦停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。
二　他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。
三　開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
四　開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停止して係員に申し出ること。
３　二輪車でＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線を通行する場合は、前２項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
一　案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能な車線であることを確認し、進入すること。
二　案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。
三　蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、１台ずつまっすぐに進入すること。
４　二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第１項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてＥＴＣ車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ＥＴＣ車線を管理するＥＴＣシステム取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。
５　係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。
６　ＥＴＣシステムを利用する者は、料金所以外の箇所において「ＥＴＣ」の表示があるＥＴＣ通信施設の設置個所付近を通行する場合は、標識その他の方法による表示に従ってください。この場合において、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行ってはいけません。
（ＥＴＣシステムを利用しない場合の通行方法）
第９条　ＥＴＣシステムを利用しない者は、車線表示板に「ＥＴＣ」又は「ＥＴＣ専用」の表示がある車線、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。
（通行料金の計算）
第10条　ＥＴＣシステムを利用した場合は、ＥＴＣシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。
（免責）
第11条　ＥＴＣシステム取扱道路管理者は、ＥＴＣシステムを利用しようとする者又はＥＴＣシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。
（別の定め）
第12条　利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ＥＴＣシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。
附　則
１　この利用規程は、令和７年11月９日から適用します。
２　令和５年３月26日付けＥＴＣシステム利用規程（以下「旧利用規程」といいます。）は、本規程の適用をもって廃止します。
　なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 24 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年 11 月７日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

東名・名神集中工事に伴う料金調整の実施について

１．東名・名神集中工事に伴う料金調整①

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、第一東海自動車道の名古屋インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）、中央自動車道西宮線の小牧ＩＣ若しくは一宮ＩＣ、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ又は近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣを、迂回を目的として名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路の方面へ通行するＥＴＣ車。ただし、迂回する起点から終点までの経路を⑷のイ及びロに掲げるいずれかの経路で連続して走行した場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年11月８日から令和７年11月29日まで。